

第3回新居浜市景観計画策定委員会

- 1 日時 令和2年1月22日（水）13：30～15：05
- 2 場所 新居浜市役所 本庁舎3階 応接会議室
- 3 出席者 （委員） 八木雅夫、松本辰司、横山泰茂、伊藤幸男、和田輝世伸、神野和彦、
鴻上八大、太田初、丹一仁、宮崎司、桑原一郎
（事務局）建設部長 高須賀健二、都市計画課長 神野幸彦、
都市計画課技幹 鳥嶋武彦、都市計画課副課長 神田紀香、
都市計画課副課長 町田京三、都市計画課調査計画係長 三並真由美、
都市計画課主任 帆谷麻衣
- 4 欠席者 （委員） 秋山卓嗣、織田安文
- 5 傍聴者 3名
- 6 議題
 - (1) 新居浜市景観計画（素案）について
 - (2) 質疑・討論
 - (3) その他

7 議事録

事務局 : 定刻が参りましたので、ただ今から第3回新居浜市景観計画策定委員会を開会いたします。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。当委員会の事務局を担当いたします、都市計画課の神野でございます。よろしくお願いいたします。

これまで2回の策定委員会を開き、委員の皆様からの御意見をもとに、新居浜市景観計画（素案）ができましたので、今回、ご提案するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本会につきましては、新居浜市審議会等の公開に関する要綱の第3条に基づき、原則として公開とさせていただきます。また、会議の開催結果、議事録なども公表いたしますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

まず、会議に入ります前に、資料の確認をいたします。事前に郵送いたしました資料が新居浜市景観計画（素案）、本日お配りしております資料が会次第、配席表、資料（1・2ページ差替）でございます。不足はないでしょうか。

次に、本日の委員の皆様の出席状況を報告させていただきます。住友林業株式会社別子事業所総務グループリーダー 秋山卓嗣委員と、新居浜市観光協会専務理事 織田安文委員は、所用により欠席との連絡をいただいております。

本日の委員会は、委員13名中、11名の参加となっており、委員の半数以上が出席しておりますことから、「新居浜市景観計画策定委員会設置要綱第5条第2項」に基づく本策定委員会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、これから議事に移りますが、新居浜市景観計画策定委員会設置要綱第5条第1項の規定により、会議の議長は、委員長が務めることとなっておりますので、八木委員長、よろしくお願いいたします。

八木委員長：それでは、会次第に従いまして議事を進行させていただきます。議事次第の(1)にありますように、新居浜市景観計画(素案)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料説明

八木委員長：ただいま事務局から新居浜市景観計画の素案について説明をいただきました。それでは、次第に書いてあります(2)質疑・討論でございます。新居浜市景観計画(素案)についてご意見やご質問をいただきたいと思っております。全体の冊子からしますと、1番の計画の内容と位置づけから4番の調査対象区域における良好な景観形成に向けた方針までは前回の策定委員会で説明されたということで詳細な説明をしておりますが、全体を通してご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

松本委員：角野の連合自治会です。先ほどもごみの不法投棄の話がありましたが、自治会ではおいつかない。市として、今後どうお考えですか。

事務局：環境部が担当ですので、そちらと協議いたしまして対応させていただきたいと思っております。

松本委員：市の環境美化の部署でやってもらえるということでもいいですか。

事務局：そちらで対応ということになります。

八木委員長：そのほかありますか。

松本委員：ごみを不法投棄している場所については、連合自治会で雑木を伐採しております。だいぶ木を切ったのですが、まだ少々残っています。

また、今の場所ではなくて、ずっと上流の東平の入口あたりはよく不法投棄されています。何回集めても捨てられる。その辺もパトロールしているのでしょうか、ごみの回収をお願いしたいと思います。

事務局：そういったことも含めまして、担当課のほうで場所の確認もさせていただきまして、対応を検討してまいります。

松本委員：よろしくお願いいたします。

横山委員：角野公民館です。資料の19ページですが、道路の景観美のことを書いているのですが、この計画案ですと、ちょうど角野ですが、山裏の今度新しくできた道は、今のところ道路だけで何もありません。この範囲にはないのですが、山根グラウンドをずっと奥のほうへ行くところは街路樹の普通の高木と低木があります。あと、楠中央通り、例えばこの3つを比較して良好な景観といたらどれが近いですか。19ページには、鉄塔は、木の植わっている後ろのほうへということですが、これがこれからの景観にしたいということですかね。そうしたら、楠中央通りはかなり切迫感があるが、その対応は特に考えていないのですか。

事務局：今回は景観計画区域を指定して、山根・立川区域と別子山区域としています。

- 横山委員 : 範囲からずれていると。
- 事務局 : この景観計画区域の範囲内において建築物や工作物をつくる場合は届出の基準ですとか景観形成の基準が適用されます。
- 横山委員 : 全市的なものではないんですね。
- 事務局 : 全市ではないです。また、届出対象の規模は、工作物についても高さ 15m とか、電気供給又は電気通信のための施設の鉄塔が高さ 30m、築造面積 300 m² を超えるものということになっております。一般の家屋の建て直しをされるときに、この規模を超えるものというのはあまり該当するものはないと考えています。
- 横山委員 : わかりました。ただ、今まで楠中央通りとか船木から山根線とか、角野上部東西線、その場で景観美を目指して作ったような感じもします。とりあえず角野校区ということで、これを生かすということですね。
- 事務局 : 角野校区というか、今回の景観計画区域で生かしていくということです。
- 横山委員 : わかりました。
- 松本委員 : 2 つほどありまして、1 つは、生子橋周辺の道路から川側の雑木は自治会で切っておりますが、道路から山側あたりの雑木、松とか雑木がたくさん道路の上にかぶっているんです。これはどうお考えですか。これは市のものではないところもあるのではないかと思うのですが、それについては何か考えられているのですか。
- 川側は自治会が切っているんです。なぜ川側かと言ったら、昭和 30 何年ぐらいに読売新聞の溪谷美の順位付けがあり、日本で 5 番以内に入ったことがあるんです。それは岩肌が見えていたからですが、今は岩肌が全然見えません。それで、角野校区として雑木を切っているのですが、岩肌が見えるだけでものすごく景観美がアップするんです。
- 事務局 : 都市計画課の鳥嶋です。ご意見ありがとうございます。山側の雑木、これは角野校区のみならず、別子校区でも過去にたびたび校区懇談会で木が道路側に垂れてきて危ないので切ってくれませんかというご要望をいただいております。それに対しまして、道路管理者はもちろん県になりますから県にお願いするのですが、県としましては、基本的に山側は個人の所有の木なので、個人にまずは依頼するそうです。ところが個人に依頼したところで個人もすぐには動けないので、個人としても重機も持っていない、トラックも持っていないということで、やむを得ず道路管理者である県がパトロールして応急的に切っているということが多いそうです。そういった場合はできたら県に直接ご要望をいただいてもいいですし、市の道路課に要望してくださっても構いませんので、遠慮なく言ってください。
- 松本委員 : 既に切ってほしいところが相当あります。上から被さってきている雑木についてはこの素案の中にあまり書かれていないんです。そういったものも載せていいのではないかと思うのですが。
- もう 1 つは、角野校区でコミュニティスクールの一環として今トーテムポールを作っております。これは生子橋周辺の雑木を切ったら、古いトーテムポールが 1 本出てきたんです。調べてみると、50 年ほど前につくった物だということがわかりました。上のほうが腐っているので取り換えようということになり、2020 年で令和元年、オリンピックイヤーでもあるといった節目のちょうどいい時期だったので、新しい

トーテムポールを作ろうということで中学校と相談しながら作っております。その材料として、えんとつ山の木を切って、乾燥させて、彫刻やデザイン作成を中学生がしました。2月11日に立てる予定にしているのですが、これは素案を作っただけで規制がかかる前にやるわけだから、色は少々マンセルが違っていてもいいわけでしょう。えんとつ山の入口のところ、登山道のところに建てる予定にしております。それを立てると、今度また雑木が邪魔してくるんですよ。だから、県がやるとか市がやるとかじゃなくて、自治会でさえそうやって動いているので、市の独自でやってくれたらいいのではないかと思う。とりあえず電線のあるところは特にやってほしい。電線が切れたら立川は全部停電します。そんなことになってはいけないので、早めに対応していただけたらと。素案の中に入れるのだったら、今後は電線が通っているところについてはパトロールをして、早めに伐採するというようなこともうたい込んでくれたらなおいいのではないかと思います。長くなりましてすみません。

事務局 : 鳥嶋です。現実問題として、私どもも、住友共同電力とかNTTの担当者と今のようなお話でご相談したことがあるのですが、なかなか雑木については管理者としても民地の土地の所有者にしてもすぐに切れないということで、基本的には事業者のほうでパトロールしながらやっている。危ないところ、気づいたところは、切れたら切りますし、もし伐採できない場合は、枝が多少触れても危なくないように防護管をしたり、そんなことで対応しているということは聞いております。

これは参考ですが、電線には低い段と高い段の2種類ございまして、低い段がNTTなどの太いケーブル、絶縁ケーブルが巻かれております。これは低圧なので、NTTに聞いたところ、多少枝が触れても特に問題はないというお話を聞いております。ただ、上段にある電力会社の高圧線、これは触れたら危ない、火災になる可能性もあるので、入念にパトロールして、危険なところは切ったり、防護管をしたりするというお話を聞いております。

いずれにしてもNTTのほうも、火災にならないとは言っても、台風で風が吹いたりしたら危ないので、一応パトロールをしながら対応はしているという話でございました。

松本委員 : これは角野だけではなく、別子山もそうだと思うんです。木は毎年太りますからね。どんどん伸びてくるので、早めに対応したほうがいいと思います。

事務局 : 松本委員のこの素案の中に木と電柱のパトロールを入れたらどうでしょうかということですが、それにつきましては日常的な管理の範疇でございますので、ご意見として承ります。今後の日常管理ということで要請はしていきたいと思っております。

松本委員 : 検討してみてください。

八木委員長 : ほかの委員から特にないでしょうか。

鴻上委員 : 建築士会です。16ページですが、6番の良好な景観形成のための行為の制限ということで、(1)の届出対象行為に建築物と工作物があるんですね。それを踏まえた話ですが、18ページに景観形成基準で建築物の新築又は移転等、次のページは工作物がありまして、形態・意匠のところで、工作物と同じように周辺の景観との調和に配慮したデザインとするとあるのですが、多分これは抽象的で特定するのは難しいと思うので、これはどのように徹底というか、決めるのかを教えていただきたいと

思います。

事務局 : 16 ページの届出対象行為で、届出対象となる規模等を上回るものについては届出を出していただくようになります。届出を出していただく際に、ここにありますようにマンセルに基づいた色彩等も届出書の中に記入していただいて、どういった色合いで建築物を新築するのか、工作物を建築するのかということを書いて出させていただきます。それが周辺の環境と調和しているかどうかというところを審査いたしまして、それに合致したものについては適合ということで行為の着手をしていただくということになります。

新築とか改築の場合には必ず景観計画区域でこういった行為を行う場合は届出対象規模であるかどうかを確認していただいた上で、届出規模を超えるものについては届出を出していただきまして、市で届出の内容が適合か、不適合かというところを判断します。できるだけ周辺の環境と調和したものということで、色彩基準等を定めているところです。

鴻上委員 : 色彩に関してはきちんと彩度 6 以下とかいろいろ書いているのですが、多分新居浜市以外でも計画区域内は結構いろいろなこういった基準があると思うんです。先ほど言った形態・意匠の周囲と景観との調和に配慮したデザインというのはなかなか抽象的で難しいと思うのですが、それをどう考えているか教えてほしいと思います。色彩のように彩度 6 以下とか、そんなことはなかなか難しいと思うので、各自治体もご苦労されていると思うのですが、新居浜市はどういったお考えでしょうか。

事務局 : 都市計画課の町田と申します。今おっしゃられた件につきましては、今後、景観条例を作る形になります。その中で、まだ固まってはいるのですが、審議会のようなものを作る形で会を 1 つ設けまして、最終的にはそこに諮って、今おっしゃられたようなこれが本当に景観に調和したものかどうかというのを判断していただくような形になります。おっしゃるようになかなか判断が難しいところがありますので、恐らくですが、また委員とかお願いしながら、第三者も入れながら委員会を設置してという最終的な判断にはなるかなと考えております。

八木委員長 : 私は前職で兵庫県の景観審議会に出ていました。その景観審議会で兵庫県内の物件については規模や高さが一定以上超えたものについて、いわゆる景観アセスメントのワーキングがしっかりとあって、そこできちんと審議して対応しています。決して許可制ということではないのですが、そういうところで協議しながら指導していくという形になろうかと思えます。

同じページのところ、スライドの届出対象となる行為の種類と規模の開発行為のところですが、冊子のほうは面積が「3000 m²以上」となっているのですが、スライドのほうは「3000 m²を超え」となっている。「3000 m²を超え」のほうが正しいのですか。

事務局 : 「面積 3000 m²を超えるものとします」です。

八木委員長 : そのほか何かございますでしょうか。

丹委員 : 同じ 16 ページの届出対象行為のことですが、太陽光発電のための施設ということで、パネル面の最下部から最上部の高さとなっていますが、支柱の高さは特に考えなくてもいいのでしょうか。例えば支柱がかなり高くなれば高さが高くなります。パネル

面からでもいいということですか。

事務局 : そうですね。パネルの支柱からパネルがある。これは斜面に何枚も並んでいたりするようなことを想定していますが、その一番上のパネルまでの高さとしています。

丹委員 : そんなに高いものは来ないということでしょうか。わかりました。

松本委員 : 確認ですが、モニターに出ている 16 ページの工作物のところで、届出対象行為の中の工作物の中で、高さ 15m になっているのですが、上から 4 行目は高さ 5m、これは 15m ではないんですか。

事務局 : 煙突とそれ以外です。

松本委員 : 煙突は 15m ですが、擁壁、さくは 5m ということですか。

事務局 : そうです。

松本委員 : 今は、この規制はないんでしょう？

事務局 : 今あるものを今すぐこの基準にということではないです。計画が決まってから。

松本委員 : 今何かの規制があって、それに枝をつけていくということではなくて、今は、規制はないよと。

事務局 : そうです。今はないです。

松本委員 : これができるから初めて規制をかけると。

事務局 : はい。

八木委員長 : ご心配になっているところは、冊子のほうの表をごらんいただくと詳しく書いてまして、工作物のところ、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、そういうふうに入っていますので、今想定されているものについては木柱の部類に入ると思いますので、15m を超えなければ届出対象にもならないと思います。

事務局 : 都市計画、神野でございます。松本会長がご心配のトーテムポールにつきましては、地元の方が一生懸命作成して、私もでき上がったものを拝見させていただきました。記念事業にふさわしい立派な施設ができていると思っております。地元の方からも設置の要望等を事業の計画段階から事前にお話も頂戴しております。ご心配なく、来月 11 日、立派な施設ができますようにしていただいて構いませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、市街地からの南の入口のところになりますので、えんとつ山の宣伝であったり、近代化産業遺産、そしてまた地域の皆様が景観について、今まではどうしても目の前の生活の視点というところで、景観という資産については二の次三の次というようなところでしたが、皆さんが景観についても関心を持ったり興味を持ったり、そういった計画にしていきたいと思っております。どうぞ 2 月 11 日、盛大に記念式典を行われることを願っております。

八木委員長 : そのほかどうですか。別子山地域の委員、いかがですか。特にご意見はございませんか。

和田委員 : 例えば道路沿いの木を 3 本ほど切ったらすごく見晴らしがよくていいというような状況が起きた場合、これは新居浜市のほうに連絡してからやらなければいけないと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。木を切る行為は我々が OK と言われればやれるのですが、持ち主とかいろいろな問題があると思います。例えば我々、森林セラピーを別策でやっけていまして、景観の悪い雑木が新居浜市の木であれば、

そこは適当に切ってくれと言われていまして、切らせていただいています。一方、例えば住友林業のところの木の場合、3本だけ切ったら非常に素晴らしい景観になりますよと言われたときには、新居浜市のほうにお願いに行ったらよろしいのですか。

事務局 : 景観計画区域の中であれば、市を通して事業者や所有者にお話しするというのも当然可能ではありますが、直接持ち主がわかっている、その人とお話しできればそうしていただくほうが手続きとしてはスムーズで早く取り掛かれるかもしれません。相談していただきましたら、こちらも景観計画区域ということで、より迅速に対応をお願いしてまいりたいとは考えています。

和田委員 : わかりました。

宮崎委員 : 1点確認させていただいてよろしいですか。別子山景観計画区域図の件ですが、A3の裏側になろうかと思いますが、ご説明をいただいたときに県道の山側は道路端から50m、銅山川側は銅山川の河川管理区域までというご説明だったのですが、筏津坑のあるところ、どう見ても筏津坑はこの景観区域に入っているような気がするのですが、銅山川の向こう側にあるんです。これってどちらが正しいのでしょうか。

事務局 : そこは境界をもう1度確認します。

横山委員 : さっき出た太陽光パネルですが、パネルの最下部、一番低いところが、例えば木などに邪魔されて日当たりが十分とれないからと言って10m、20m底上げしたらこれに該当しないようなことも可能というのがあるので、こういうまぎらわしいのはやめたほうがいいんじゃないですかね。一番高いところは何mにしたのでも問題ないかと思うのですが。

最下部が地上から10m上げて、そこから10m上げると20mぐらいまででも、この場合は届出に入らないことになっています。コストがかかるので簡単にはしないと思いますが、悪知恵を働かせてすり抜けようとする行為もあつたらいけないので。

事務局 : 今の件ですが、先ほど言われましたように実際に高くしようと思うとコストが高くなってしまいますので、基本的にはそんなに高くないだろうということが前提です。

横山委員 : それは建物の上に、屋上みたいなところだと太陽光パネルの部分も建物の高さに含まれるという感じでやっているわけですか。

事務局 : 建物の屋上の考え方ですが、パラペットのときに、建物の上と同じ構造だったら建物の高さに入るけれども、構造が違っていると高さに入らないところがありますので、太陽光パネルも状況によります。

八木委員長 : よろしいですか。どうしても最悪のことを考えた議論になるのですが、そこまで行くほどの需要はないだろうというようなお話かなと思うのですが。

伊藤委員 : 国領川の名前は大丈夫ですか。足谷川と国領川、名前が変わりますよね。

事務局 : 角野の新田橋のところから上流は足谷川という呼び名が変わるということです。

伊藤委員 : マンイトピアまでは国領川という表現になっています。

事務局 : そうですね、すみません。ここは足谷川という表現に変えさせていただきます。ありがとうございます。

事務局 : 先ほどの補足ですが、今回、景観計画の届出対象行為は地上設置に限るということ

ろで規定しておりますので、屋上設置のものは対象外になります。

八木委員長：今 2 点質問がありました。河川のことについてはきちんと正しい表記に変えるということ、それから今説明があったのは太陽光パネルで、それは地上に設置するものに限るという表現です。

桑原委員：中身というよりはスケジュールを再確認させていただきたいのですが、景観計画策定のスケジュールは本日お示しをいただいていたのですが、実際に規制がかかるまでのスケジュールといいたいでしょうか、景観条例のことも言われていたと思うので、景観計画が決まった後、どういうスケジュールになって、いつから施行されるのか、規制がかかるのかということについて確認させていただけたらと思います。

事務局：スケジュールは策定委員会ということで、景観計画の公表というところまでしかお示ししておりませんが、事務局のほうでこの景観計画ができ上がりましたら、その計画に基づきまして条例作成の手続きを進めてまいります。今条例は 6 月議会での上程を考えておりますが、まだ都市計画審議会において、こういったご意見が出るかということもありますので、今のところは 6 月議会上程で、条例自体は 7 月施行、行為の制限等につきましては、市民の皆様にも周知期間が必要になってきますので、3 カ月ほどの周知期間を設けて、10 月からの施行ということで今は考えております。今後、これが順調に進めばということですので、まだ確定というところではございません。

八木委員長：それでは、ここで皆さんからいただきましたご意見、ご質問をまとめたいと思います。

事務局のほうでまとめをお願いしたいと思います。

事務局：皆様から貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。ご指摘のありました 14 ページの国領川を足谷川に訂正させていただくなど、そういった文字の訂正等については再度見直しをさせていただきたいと思います。

それから、行為の届出のところでございますが、景観形成基準については景観計画区域内で届出の規模等よりも大きなものをつくられると景観を損なうということで定めている基準となります。規制がかかるまでには対象物等、細かいところも詰めて、皆様からの問い合わせ等にお答えできるようにしておきたいと思います。以上です。

八木委員長：ありがとうございます。委員の皆様、いかがでしょうか。ここで決定しました内容でパブリックコメントを行うようになりますので、何かお気づきの点等がございましたらご意見をお願いしたいと思います。

それでは、皆様のご意見等を反映した景観計画案を事務局でとりまとめていただきましてパブリックコメントを行うことをご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

八木委員長：異議ないということで、ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで事務を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

八木委員長：それでは最後、次第の中にその他がございます。その他として、事務局よりお願いいたします。

事務局 : スケジュールにもお示ししておりますが、今後パブリックコメントを実施いたします。実施の前にとりまとめた景観計画の案を郵送いたしますので、よろしくお願いいたします。2月号の市政だよりにもパブリックコメントの日程ですとか開催場所をお知らせいたしますので、またそちらのほうもご覧いただきまして、今日ここでもし言い忘れたようなことがありましたらパブリックコメントを出していただくこともできますので、ご検討していただけたらと思います。

パブリックコメントが終了いたしましたら、コメントの結果をまとめてまた皆様に送付させていただきます。

パブリックコメントの意見により、計画内容に大きな修正の必要がなければ、八木委員長と相談の上、最終の景観計画案の決定とさせていただきたいと考えております。本日が最後の景観計画策定委員会とさせていただくこととなりますが、その点、ご了承いただけますでしょうか。

八木委員長 : よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 : ありがとうございます。そうしましたら、八木委員長様に相談の上、景観計画案の決定ということで進めてまいります。

八木委員長 : この件につきましては責任重大であります。私のほうでしっかり見させていただきたいと思っております。いろいろこういう景観計画にかかわってきた経緯もありますので、いかにいい形で今後進んでいくかということを引きちんと見極めたいと思っております。

今回の回で策定委員会は最後になるということです。委員の皆様にはこれまでご協力いただき、ありがとうございます。新居浜市の良好な景観の保全とまちづくりがなされていくように、これからも皆様のご協力があることだと思っておりますので、ご尽力のほど、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

事務局 : 委員の皆様には長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。委員の皆様には、3回にわたり新居浜市景観計画策定委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。景観計画(案)を作り上げてこられましたのは、皆様のご協力のおかげだと思っております、感謝申し上げます。

今後は、都市計画審議会を経て決定される新居浜市景観計画に基づき、景観まちづくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の新居浜市景観計画策定委員会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございます。気をつけてお帰りください。

—閉会—